

各 位

不動産投資信託証券発行者名

積水ハウス・リート投資法人

代表者名 執行役員

木 田 敦 宏

(コード番号：3309)

資産運用会社名

積水ハウス・アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長

阿 部 亨

問合せ先 I R部長

齋 藤 孝 一

TEL. 03-6447-4870 (代表)

資産運用会社による人権イニシアチブ「Advance」への賛同（署名）に関するお知らせ

積水ハウス・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する積水ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、人権に関する協働イニシアチブ「Advance」（以下「Advance」といいます。）に賛同し、投資家声明への署名を行いましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「Advance」の概要

「Advance」は、責任投資原則（PRI：Principles for Responsible Investment）（以下「PRI」といいます。）が設立した人権に関する協働イニシアチブであり、機関投資家が協働で人権や社会的課題に対して行動するステークホルダーシップ・イニシアチブです。機関投資家が投資先の企業等に対して人権や社会的課題について行動するよう変化を求めることを通じ、労働者や地域及び社会にとって良い影響をもたらすことを目的としています。

「Advance」には、運用資産合計 30 兆米ドルを超える 200 以上の投資家が賛同しており、賛同者（エンドーサー）（注1）と参加者（注2）により構成されています。本資産運用会社は、賛同者（エンドーサー）として投資家声明に署名し、「Advance」の取組みを支持・推進していきます。

（注1） 賛同者（エンドーサー）とは、投資家声明に署名することにより公式に「Advance」を支持する PRI 署名機関です。以下同じです。

（注2） 参加者とは、投資家として企業と協働してエンゲージメント活動に参加する PRI 署名機関です。

2. 本資産運用会社による「Advance」への署名の目的

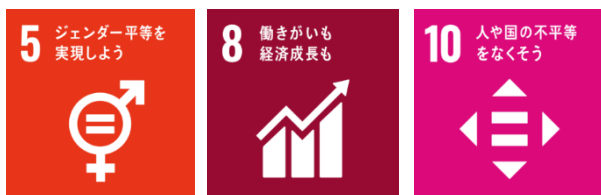
積水ハウスグループ（注）は、人権尊重を ESG 経営推進の重点課題の一つとして位置付けており、全従業員が人権尊重の責任を果たすよう取り組んでいます。本資産運用会社は、積水ハウスグループの一員として 2020 年 4 月に積水ハウス株式会社（以下「積水ハウス」といいます。）が策定した「積水ハウスグループ人権方針」に基づき、全従業員が生き活きと活躍でき、成長に繋がる組織風土の醸成に寄与するため、あらゆるハラスメントを含む人権侵害行為を生まないように努めています。

「Advance」の目的は、「積水ハウスグループ人権方針」とも合致しており、本資産運用会社が賛同者（エンドーサー）として投資家声明に署名することにより、労働者や事業活動を行う地域及び社会における人権や社会的課題の解決に向けた取組みの推進に貢献できるものと考えています。

なお、投資家声明への署名による「Advance」への賛同を通じて、本資産運用会社はSDGs（持続可能な開発目標）の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標8「働きがいも経済成長も」及び目標10「人や国の不平等をなくそう」に貢献いたします。

（注） 積水ハウスグループとは、積水ハウスとその連結子会社及び持分法適用会社で構成される企業集団をいいます。

【関連する SDGs】



3. 本投資法人及び本資産運用会社の今後の対応

本投資法人及び本資産運用会社は、ESG（環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance））へ配慮した不動産投資運用を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。

本投資法人及び本資産運用会社は、今後もサプライチェーンを含む事業活動において影響を受ける可能性のあるすべてのステークホルダーの人権を尊重することの重要性を認識した上で、事業活動の基本として人権課題への取組みを推進していきます。

本投資法人の ESG への取組みの詳細については、本投資法人の「[ESG 特設サイト](#)」をご覧ください。

以上

※ 本投資法人のウェブサイト：<https://sekisuihouse-reit.co.jp/>